

改正

平成二五年一二月二六日規則第五八号

平成二七年 七月 九日規則第四七号

令和 元年 七月 四日規則第三二号

令和 二年 三月三〇日規則第三三号

令和 二年一二月二八日規則第七七号

令和 五年 三月三十一日規則第三四号

広島県助産師修学資金貸付規則をここに公布する。

広島県助産師修学資金貸付規則

(総則)

第一条 県は、助産師の積極的活用が必要な医療機関等への助産師の就業を促進するため、助産師養成施設に在学する者で、将来助産師としてその業務（以下「助産師業務」という。）に従事しようとするものに対し、この規則の定めるところにより、予算の範囲内において、修学上必要な資金の貸付けを行う。

(定義)

第二条 この規則において「助産師」とは、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号。以下「法」という。）第三条に規定する助産師をいう。

2 この規則において「助産師養成施設」とは、法第二十条第一号の規定に基づき文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は同条第二号の規定に基づき文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事が指定した助産師養成所をいう。

(修学資金借受者の資格)

第三条 第一条の規定による資金（以下「修学資金」という。）の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えているものでなければならない。

- 一 国内に所在する助産師養成施設に在学（当該助産師養成施設の通常の修業年限が複数年である場合は、最終年次に在学しているときに限る。以下同じ。）していること。
- 二 将来次に掲げる県内の施設（以下「分べん取扱医療機関等」という。）において、助産師業務に従事しようとする者であること。

イ 就業時において分べんを取り扱っている病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下この号において同じ。）

ロ 就業時において分べんを取り扱っている診療所（医療法第一条の五第二項に規定する診療所をいう。以下この号において同じ。）

ハ 就業時において分べんを取り扱っている助産所（医療法第二条に規定する助産所をいう。以下この号において同じ。）

ニ イ、ロ及びハに掲げるもののほか、知事が認める病院、診療所又は助産所

三 学業優良で健康な者であること。

（修学資金の貸付期間、額及び利子）

第四条 修学資金の貸付けは、第九条第一項の規定による貸付決定の日の属する年度の四月分から一年間（第十一条第一項又は第二項の規定により、修学資金の貸付けを一時停止された期間を除く。）、月額五万円を限度として行うものとする。

2 修学資金は、無利子とする。

（修学資金の交付）

第五条 修学資金は、第九条第一項の規定により修学資金貸付けの決定を受けた者（以下「修学生」という。）に三月分ずつその三月の最初の月に交付する。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

（修学資金の返還）

第六条 修学資金は、貸付期間が満了した月の翌月又は第十条第一項若しくは第十一条第五項の規定により修学資金の貸付けが中止され、若しくは第十二条の規定により修学資金の貸付けを辞退したことにより修学資金を貸し付けられなくなった月の翌月から一年間据え置き、据置期間経過後、修学資金の貸付けを受けた月数（この月数を三で除して剰余月数があるときは、この月数に三月を加えて得た月数から当該剰余月数に相当する月数を減じて得た月数）に三を乗じて得た月数に相当する期間内に、三月につき一回の割合で均等割による割賦償還の方法により返還しなければならない。この場合において、返還金額に百円未満の端数を生じたときは、知事はこれをまとめて特定の返還期日に返還させることがある。

2 前項の規定による返還期間の算定の基礎となる修学資金の貸付けを受けた月数を算定する場合は、第十一条第一項又は第二項の規定により修学資金の貸付けを一時停止された月数は、算入しないものとする。

3 第一項の規定は、返還期日前に修学資金を返還することを妨げるものではない。

(保証人)

第七条 修学資金の貸付けには、常時二人以上の保証人がなくてはならない。

2 前項の保証人は、修学資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

3 第一項の保証人は、独立の生計を営む成年者であり、かつ、そのうち一人は、県内に居住する者でなければならない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、保証人は県内に居住する者であることを要しない。

(修学資金の貸付申請)

第八条 修学資金の貸付けを受けようとする者（以下「希望者」という。）は、別記様式第一号による広島県助産師修学資金貸付申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 在学している助産師養成施設（以下「在学養成施設」という。）の長の調書（別記様式第二号）

二 医師の健康診断書

三 その他知事が必要と認める書類

(修学資金の貸付決定等)

第九条 知事は、前条の規定により提出された書類を審査し、また、必要に応じて、面接その他の方法を併用して選考を行った上で、修学資金を貸し付けるかどうかを決定し、貸し付けることとした場合は、その金額を決定し、その旨を別記様式第三号による広島県助産師修学資金貸付決定通知書により在学養成施設の長を経由して希望者に通知する。

2 修学生は、第七条の規定による保証人が連署した別記様式第四号による誓約書を、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

(修学資金の貸付けの中止)

第十条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、修学資金の貸付けを中止するものとする。

一 卒業の見込みがなくなったとき。

二 第三条各号の要件を欠くに至ったとき（次条第二項に該当する場合を除く。）。

三 その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったとき。

2 知事は、前項の規定により修学資金の貸付けを中止したときは、その旨を別記様式第五号による広島県助産師修学資金貸付中止通知書により当該修学生に通知する。

(修学資金の貸付けの一時停止)

第十一条 知事は、修学生が、在学養成施設を休学したとき又は停学処分を受けたときは、その者に対する修学資金の貸付けを一時停止する。

2 知事は、前項の場合のほか、修学生が学業成績又は性行が不良となったと認められる場合において、その者の学業成績又は性行について改善の見込みがあると認めるときは、その者に対する修学資金の貸付けを一時停止することがある。

3 知事は、前二項の規定によって修学資金の貸付けを一時停止することを決定したときは、別記様式第六号による広島県助産師修学資金貸付停止通知書により当該修学生に通知するものとする。

4 第一項又は第二項の規定により修学資金の貸付けを一時停止する期間は、第一項の場合にあっては休学を開始した日又は停学処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日又は当該停学処分が解除された日の属する月まで、第二項の場合にあっては前項の規定によって知事が修学資金の貸付けの一時停止を通知した日の属する月の翌月から知事が修学生の学業成績又は性行が改善したと認めて当該修学生に対し修学資金の貸付けの停止を解除する旨を通知した日の属する月までとする。この場合において、停学処分を受けた日と当該停学処分が解除された日が同一の月に属するときの修学資金の貸付けを一時停止する期間は、当該停学処分を受けた日の属する月の翌月とする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

5 前項の規定にかかわらず、知事は、修学資金の貸付停止期間が第一項の場合にあっては一年、第二項の場合にあっては六月をそれぞれ超えるときは、修学資金の貸付けを中止することがある。

6 前条第二項の規定は、前項の規定によって修学資金の貸付けを中止した場合について準用する。
(修学資金の辞退)

第十二条 修学生は、いつでも別記様式第七号による広島県助産師修学資金辞退申請書を知事に提出して、修学資金の辞退を申し出ることができる。

(借用証書等の提出)

第十三条 修学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、別記様式第八号による広島県助産師修学資金借用証書に別記様式第九号による広島県助産師修学資金返還計画書(以下「返還計画書」という。)を添えて遅滞なく知事に提出しなければならない。

一 第四条第一項の規定による修学資金の貸付けの期間が満了したとき。

二 第十条第二項(第十一条第六項において準用する場合を含む。)の規定による修学資金の貸付けの中止の通知を受けたとき。

三 前条の規定により修学資金の貸付けを辞退したとき。

2 前項の規定により、返還計画書を知事に提出した後に、当該返還計画を変更しようとするとき

は、別記様式第十号による広島県助産師修学資金返還計画変更申請書（以下「返還計画変更申請書」という。）を遅滞なく知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 前二項の場合において、知事は、修学生が正当な理由がなく返還計画書又は返還計画変更申請書を提出しないときは、修学資金の返還について、その返還開始日、金額その他必要な事項を指示することができる。

（修学資金の返還の猶予）

第十四条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、修学生の申請により、当該各号に定める間、修学資金の返還の債務（履行期が到来していないものに限る。）を猶予することができる。

- 一 分べん取扱医療機関等において助産師業務（次条第三項に規定する業務を含む。以下同じ。）に従事しているとき。 助産師業務に従事している期間
- 二 分べん取扱医療機関等において助産師業務に従事中業務上負傷し、又は疾病にかかったため、その業務に従事することができなくなったとき。 助産師業務に従事することができない期間
- 三 分べん取扱医療機関等において助産師業務に従事中災害、傷い疾病による休職、産前産後休業の取得、育児休業の取得その他やむを得ない理由によって、分べん取扱医療機関等での雇用期間中に助産師業務に従事することができなくなったとき（前号に該当するときを除く。）。
知事が指定する期間
- 四 修学資金の貸付けを中止され、又は修学資金を辞退した後においても、助産師養成施設に在学しているとき。 当該助産師養成施設に在学している期間
- 五 前各号に掲げる場合のほか、災害、傷い疾病その他やむを得ない理由によって修学資金の返還が困難となったとき。 知事が指定する期間

- 2 前項の規定により修学資金の返還の猶予を受けようとする者は、別記様式第十一号による広島県助産師修学資金返還猶予申請書に、その事実を証する書面を添えて、知事に提出しなければならない。

（修学資金の返還免除）

第十五条 知事は、修学資金等の返還債務の免除に関する条例（昭和四十年広島県条例第四十号。以下「条例」という。）第一条の表助産師修学資金の項の規定により、修学資金の返還の債務（同項免除の条件の欄第二号又は第三号に該当する場合にあっては、履行期が到来していないものに限る。）の免除を行うものとする。

- 2 前項の免除において、条例第一条の表助産師修学資金の項修学資金等の種類の欄に規定する規

則で定める施設は、分べん取扱医療機関等とする。

- 3 第一項の免除において、条例第一条の表助産師修学資金の項免除の条件の欄に規定する規則で定める業務は、分べん取扱医療機関等のうち第三条第二号イ、ロ又はニ（同号ニにあつては、同号ニに規定する病院及び診療所のうち知事が認めるものに限る。）に規定する施設において従事する場合における法第二条に規定する保健師又は法第五条に規定する看護師としての業務とする。
- 4 第一項のほか、知事は、修学生が、死亡し、又は心身障害により修学資金を返還することができなくなったときは、議会の議決を経て、修学資金の返還の債務（履行期が到来していないものに限る。）の全部又は一部を免除することがある。
- 5 第一項の免除において、助産師業務に従事した期間を算定する場合は、助産師業務に従事中業務上負傷し、又は疾病にかかったため、助産師業務に従事することができなかった期間は、これを助産師業務に従事した期間とみなし、助産師業務に従事した期間に一月未満の端数の期間があるときは、当該端数の期間は、切り捨てるものとする。ただし、助産師免許取得日の属する月に限り、分べん取扱医療機関等において助産師業務及び助産師業務に準ずる業務に従事した期間が通算して一月になる場合は、一月とする。第八項の規定による助産師業務に従事した月数を算定する場合も、また同様とする。
- 6 第一項の免除において、分べん取扱医療機関等において助産師業務に従事中災害、傷い疾病による休職、産前産後休業の取得、育児休業の取得その他やむを得ない理由によって、分べん取扱医療機関等での雇用期間中に助産師業務に従事することができなかった期間（前項本文に規定する助産師業務に従事することができなかった期間を除く。）は、引き続き助産師業務に従事した期間とみなす。ただし、当該期間は、助産師業務に従事した期間には算入しない。
- 7 第一項の免除において、修学資金の貸付けを受けた月数を算定する場合は、第六条第二項の規定を準用する。次項の規定による修学資金の貸付けを受けた月数を算定する場合も、また同様とする。
- 8 第一項の免除において、条例第一条の表助産師修学資金の項免除の条件の欄第二号ロに規定する債務の一部免除を行う場合の返還の免除額は、同号の規定による助産師業務に従事した月数を修学資金の貸付けを受けた月数（この期間が十二月に満たないときは、十二月とする。）の五倍に相当する月数で除して得た数値（この数値が一を超えるときは、一とする。）を返還の債務（履行期が到来していないものに限る。）の額に乗じて得た額とする。
- 9 第一項又は第四項の規定により修学資金の返還の債務の免除を受けようとするときは、修学生又はその相続人は、別記様式第十二号による広島県助産師修学資金返還免除申請書に次の各号に

掲げる区分に従い当該各号に定める書類のうち必要なものを添えて知事に提出しなければならない。

一 第一項に該当する場合 次に掲げる書類

イ 別記様式第十三号による助産師業務従事証明書

ロ 助産師免許証及び第三項に規定する業務に係る免許証の写し

ハ 医師又は歯科医師の死亡診断書及びその死亡の理由を証する書類

二 第四項に該当する場合 医師又は歯科医師の死亡診断書又は心身障害の事実及び程度を証する診断書

(異動届出)

第十六条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還を完了し、又は前条の規定により修学資金の返還の免除を受けるまでは、当該各号に定める届書に当該届出事項を証する書面を添えて、遅滞なく知事に提出しなければならない。

一 氏名又は住所を変更したとき。 別記様式第十四号

二 在学養成施設を休学、復学、転学又は退学したとき。 別記様式第十五号

三 在学養成施設において停学その他の処分を受けたとき。 別記様式第十六号

四 在学養成施設を卒業したとき。 別記様式第十七号

五 助産師業務を開始し、又は廃止したとき。 別記様式第十八号

六 助産師業務を行う場所を変更したとき。 別記様式第十九号

七 保証人の氏名若しくは住所に変更があったとき、又は保証人が死亡したとき、若しくは破産手続開始の決定その他保証人として適当でない事由が生じたとき。 別記様式第二十号

2 分べん取扱医療機関等において助産師業務に従事している修学生は、修学資金の返還を完了し、又は前条の規定により修学資金の返還の免除を受けるまでは、毎年三月十五日及び九月十五日現在における就業状況をそれぞれ当該月の末日までに別記様式第二十一号による就業状況報告書により知事に報告しなければならない。

3 第一項第五号の規定による助産師業務を開始した場合の届出には、助産師の免許証の写し又は前条第三項に規定する業務に係る免許証の写しを添付しなければならない。

(死亡届)

第十七条 修学生が修学資金返還完了前に死亡したときは、保証人は、別記様式第二十二号による死亡届に死亡診断書を添えて、遅滞なく知事に提出しなければならない。

(修学資金の貸付決定の取消し等)

第十八条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、修学資金の貸付けの決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- 一 不正の手段により貸付けの決定を受けていたとき。
- 二 その他この規則の規定に違反したとき。

2 知事は、前項の規定により修学資金の貸付けの決定を取り消した場合において、修学資金の当該取消しに係る部分に関し、すでに修学資金が貸し付けられているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 修学生は、第一項第一号に該当することを理由に同項の規定により修学資金の貸付けの決定を取り消され、前項の規定により修学資金の返還を命ぜられたときは、当該修学資金を交付された日から返還の日までの日数に応じ、当該修学資金の額につき交付した日における民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百四条に定める法定利率で計算した利息を支払わなければならない。

（延滞金）

第十九条 修学生は、正当な理由がなく、修学資金の返還期日までに修学資金を返還しない場合は、返還期日の翌日から返還の日までの日数に応じ、その延滞した額につき年十四・五パーセントの割合で計算した額の延滞金を支払わなければならない。

（書類の経由）

第二十条 この規則により在学中の修学生が知事に提出する書類は、当該在学養成施設の長を経由しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 当分の間、第十九条に規定する延滞金の割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。）に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。
- 3 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

附 則（平成二五年一二月二六日規則第五八号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則（第二条を除く。）による改正後の各規則の規定は、平成二十六年一月一日以後に新たに行われた契約の締結、使用許可又は貸付けの決定について適用し、同日前に行った契約の締結、使用許可又は貸付けの決定については、なお従前の例による。

附 則（平成二七年七月九日規則第四七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年七月四日規則第三二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年三月三〇日規則第三三号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年一二月二八日規則第七七号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条から第三条まで、第五条、第七条から第十五条まで及び次項の規定は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 第一条の規定による改正後の広島県契約規則附則第四項、第二条の規定による改正後の広島県公舎管理規則附則第四項、第三条の規定による改正後の広島県公有財産管理規則附則第七項、第九条の規定による改正後の広島県理学療法士等修学資金貸付規則附則第四項、第十条の規定による改正後の広島県獣医師修学資金貸付規則附則第三項、第十一条の規定による改正後の広島県看護師等修学資金貸付規則附則第二項、第十二条の規定による改正後の広島県医師育成奨学金貸付規則附則第四項、第十三条の規定による改正後の広島県助産師修学資金貸付規則附則第二項、第十四条の規定による改正後の広島県未来チャレンジ資金貸付規則附則第三項及び第十五条の規定による改正後の広島県調理師等研修資金貸付規則附則第二項の規定は、令和三年一月一日以後の期間に対応する損害賠償金、利息、延滞料又は延滞金について適用し、同日前の期間に対応する損害賠償金、利息、延滞料又は延滞金については、なお従前の例による。

附 則（令和五年三月三十一日規則第三四号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。